

議案第 59 号

藤沢市長の在任期間に関する条例の廃止について
藤沢市長の在任期間に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

2025年（令和7年）12月1日提出

藤沢市長
鈴木恒夫

藤沢市長の在任期間に関する条例を廃止する条例
藤沢市長の在任期間に関する条例（平成20年藤沢市条例第7号）は、廃止する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市長の在任期間に関する定めを廃止する必要による。